

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の子福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する評議員、理事、監事（以下 役員という）役員の出席及び決議の省略に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査

(役員等報酬及び費用弁償)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償の総額は理事30万円以内、監事15万円以内とし、役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員等報酬（日当分）

評議員会 理事会 の出席	監査
5,000円	8,000円

(2) 旅費（費用弁償分）

範囲	評議員会 理事会 監査 の出席
中部圏域	1,000円
上記以外	1,500円
2km未満	支給無

(出張旅費)

第3条 理事が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(適用除外)

第4条 法人の運営する施設職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(支給方法及び支給手段)

第5条 支給方法については、理事会等会議に出席及び決議の省略で書面押印した都度支給し、支給手段については、その都度現金で支給する。

付 則

この規程は、法人設立日（平成25年3月29日）より施行する。

この規定は、平成27年3月30日より施行する

この規定は、平成29年6月10日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は、平成30年6月13日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規定は、令和3年6月8日より施行し、令和3年6月28日評議員会の決議の日から適用する。

この規程は、令和4年6月13日より施行し、令和4年6月28日の評議員会の決議の日から適用する。